

～大切な農地を未来へ繋ぐ～ あいかわ準農家

これまで農地を借りることができるのは、原則として農業者や一定の農業研修を受けた新規就農者の方に限られていましたが、生きがいや趣味として耕作したい方も農地の借り受けができるよう「あいかわ準農家制度」の運用を開始します。

次の要件の全てを満たす方は、どなたでも申し込みができます。

【認定要件】

- 1 自給自足または生きがいを主な目的とした小規模の耕作であること
- 2 借り受けた農地を適切に管理できること
 - (1) 農地の全て（畑部分のほか、作業道や隣接地との境なども含む）を管理できること
 - (2) 耕作に必要な農作業に常時従事できること
※草刈りなどで農地を良好な状態に保つことも農作業の一部です。こうした時間も確保できることが必要です。
 - (3) 農地を効率的かつ適正に利用して耕作できること
※農地には、法令により制限される行為もありますので、これらのルールを守って耕作できること。詳しくは、農業委員会事務局まで
- 3 地域や他の農業者との適切な関係を保ち、耕作できること
※地域では農地に関連する農道、水路や側溝等を共同で清掃する活動などを行っていることもあり、積極的に協力できることが必要です。
※農業者は様々な栽培方法で耕作しています。他の農業者の栽培の支障となる行為を避け、コミュニケーションをとり、お互いに気持ちよく耕作することが必要です。

【借りられる農地】

申請後に審査を行い、認定された方を「あいかわ準農家」として登録し、農地の確保ができ次第、あっせんします。借りられる農地は市街化調整区域の農地になります。

- ・上限は1, 000㎡です。実際に借りられる面積は、耕作経験などで変わります。
- ・希望に沿った農地が確保できない場合もあります。

【利用期間】

3年以内（農地所有者の同意が得られれば継続も可能です）

【申請方法】

申請書は、農業委員会事務局、JA県央愛川各支所、町ホームページで配布しています。

必要事項を記載していただき、愛川町農業委員会事務局へ直接または郵送でご申請ください。

(※JA県央愛川各支所での申請受け付けや内容のお答えはできません。ご了承ください)

申請書の受け付け・お問い合わせ先

〒243-0301 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1（愛川町役場4階）

愛川町農業委員会事務局 ☎046-285-6953（直通）

町ホームページ <http://www.town.aikawa.kanagawa.jp>

あいちゃんに「あいかわ準農家制度」 のコトをきいてみよう！！

あいかわ準農家制度
のQ&Aテスト！

Q. 1 農業経験がないけど、できるの？

A.1 やる気と農業に充てる時間があって、
地域の方と仲良くできる方であれば、
誰でもできるよ！

Q. 2 農地は、どれくらいの期間借りられるの？

A.2 3年間まで借りられるよ！
期間が満了した後も、状況次第で、
更新することができるよ！

Q. 3 借りられる場所は希望どおりになるの？

A.3 できるだけ、ご希望にそった場所を
ご提案しますが、ご希望にそえないこと
もあひまゝす！

Q. 4 借りられる農地の規模はどれくらいになるの？

A.4 農業経験がない方は60㎡まで借りられるよ！
農業経験のある方は、今までの経験等から
判断するよ！

Q. 5 もっと詳しく知りたいな？

A.5 あいかわ準農家についてもっとよく知りたい人は、
表面のお問い合わせ先まで連絡してね！
以上、愛川町観光キャラクターのあいちゃんでした！